

公益社団法人松戸市シルバー人材センターの会報誌に掲載する
告の取り扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が発行する会報誌に掲載する広告の取り扱いについて定める。

(広告掲載の対象印刷物)

第2条 会員への配布を目的として、センターが発行する会報誌「はつらつ松戸」に掲載する広告を対象とする。ただし、理事長が広告の掲載が妥当でないと認めたときは、広告の掲載はしないものとする。

(掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、センターの活動理念に反しないものであって、その範囲は次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) センターの広報誌としての品位を損なう恐れのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告、及び個人の宣伝に係わるもの
- (3) 公の秩序、善良な風俗に反する恐れのあるもの
- (4) その他、掲載する広告として妥当でないと理事長が認めたもの

(広告の掲載対象の順位)

第4条 掲載する広告の種類及び掲載の対象団体・企業は次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公団、公社、公益法人その他の非営利団体に係わる
広告
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある私企業及び自営業で、シルバー人材センターの会報誌に掲載するにふさわしいもの
- (3) その他、掲載する広告として妥当であると理事長が認めるもの

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、原則として次のとおりとする。

- (1) 広報部会が指定する位置とする
- (2) 会報誌の発行1回につき、広告掲載件数は2件を限度とする
- (3) 広告掲載面積は、会報誌1ページの1/2・1/4・1/8の3種類とする

(広告の掲載料)

第6条 広告掲載料は、付表に示す額によるものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広報部会は、広告掲載希望者を勧誘するものとする。

2 広報部会は、広告掲載希望者を勧誘するにあたり、事前に理事長の承認を得るものとする。

3 理事長は、第4条の(1)(2)に該当する団体・企業に対して、広告掲載の案内をすることができる。

(広告の掲載申し込み)

第8条 センターが広告掲載を決定した時は、広告掲載希望者は、掲載しようとする広告の原稿を添付して、理事長宛に申し込むものとする。

(広告料の請求)

第9条 広告掲載決定後、センターは速やかに広告掲載者に、広告料の請求をするものとする。

(広告掲載者の責任)

第10条 掲載する広告に関する責任は、広告掲載者が負う。

2 広告原稿の作成費は、広告掲載者の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第11条 理事長が指定した期限迄に、原稿の提出がなかった場合、また、広告掲載料の支払いがなかった場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第12条 広告掲載決定後、広告掲載者の責に帰さない理由により広告が掲載できなかった場合は、広告掲載料を還付する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(付表)

広告掲載料金（会報誌1回につき）

広 告 面 積	一色刷り
1 / 2 ページ	10,000円
1 / 4 ページ	5,000円
1 / 8 ページ	3,000円